



宮若市

保育士等就労支援給付金を支給します

宮若市では令和4年4月1日以降に市内の認可保育施設に就職し、1年間継続勤務した常勤（※）の保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師の皆さんへ「就労支援給付金」を支給します。

また、令和5年4月から新人保育士さんを対象とした「新人保育士応援給付金」を新たに設けました。
※ここでの常勤とは、1日当たり6時間以上かつ1月当たりおおむね20日勤務することをいいます。

●給付金の種類

潜在保育士の方大歓迎！

就労支援給付金

支給額 10万円

対象者

次の全てに当てはまる人が対象です。

- ①資格 保育士/幼稚園教諭/小学校教諭
養護教諭/看護師/准看護師
- ②勤務先 宮若市内の認可保育施設
- ③勤務形態 常勤（※）
- ④就職時期 令和4年4月1日から
令和10年4月1日まで
- ⑤就労期間 同一（※）の施設で、常勤で
1年間継続勤務
※同じ法人が運営する市内施設間での異動は、継続勤務期間に
含みます。
- ⑥支給回数 1回（過去に同様の給付金を
支給された人は対象外です。）

祝就職！新生活に役立てて

新人保育士応援給付金

支給額 10万円

（1年間継続勤務後、左記の給付金も対象
となった場合は+10万円）

対象者

次の全てに当てはまる人が対象です。

- ①資格 保育士（次のア・イを満たす保育士）
ア 市内の認可保育施設で実習を
受けて資格を取得した人
イ これまで市内外の認可保育施設で
常勤保育士として勤務した経験の
ない人
- ②勤務先 宮若市内の認可保育施設
- ③勤務形態 常勤
- ④就職時期 令和5年4月1日以降かつ保育
士の資格を取得した日から2年
以内（令和10年4月1日まで）
- ⑤就労期間 常勤で就職後1カ月勤務

●その他の条件

- ・条件を満たした後も給付金が交付されるまで勤務しており、その後も引き続き勤務する意欲があること。
- ・過去に教育・保育施設又は地域型保育事業所で、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇又は懲戒免職になっていないこと
- ・市税等（各種使用料、手数料、各種資金の返還金を含む。）の滞納がないこと（滞納調査を実施させていただきます。）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

●問い合わせ先等

宮若市役所 子育て福祉課 子育て支援係（電話0949-32-0517）

- ✓ 保育士養成校に通う後輩や保育士資格を持ちながら勤務していない人に制度をご紹介ください。
- ✓ 給付金の受給期間を満たす就労期間に達したら、3カ月以内に申請を行う必要があります。お忘れなく。「手続き」や「宮若市内の認可保育施設」については、裏面に掲載しています。

●手続き

宮若市内の認可保育施設には、この給付金について説明を行っていますので、ご不明な点は勤務先の認可保育施設にご確認いただくこともできます。もちろん、直接、宮若市役所にお問い合わせいただいても構いません。

1. 給付金の受給期間を満たす就労期間に達したら、3カ月以内に交付申請書などの書類一式を宮若市役所までご提出ください。

交付申請書などの様式の取得方法

- (1) 市内の認可保育施設
- (2) 宮若市公式ホームページ
- (3) 宮若市役所子育て福祉課窓口

申請期限

- (1) 就労支援給付金…継続就労期間が1年間を経過してから3カ月以内
- (2) 新人保育士応援給付金…就職後、1カ月を経過してから3カ月以内
(例) 上記(1) 就労支援給付金の場合
令和5年4月1日に就職し、令和6年4月1日で1年間を経過→令和6年6月30日までに申請

提出書類

- (1) 本人のみで準備できる書類
 - ア 宮若市保育士等就労支援給付金交付申請書 (★所定の様式あり)
 - イ 保育士等の資格を証明する書類の写し
 - ウ 誓約書 (★所定の様式あり)
 - エ 住民票 (市外在住者のみ)
- (2) 勤務先に依頼して準備する書類
 - ア 履歴書 (勤務先に提出された履歴書の写しで構いません。)
 - イ 宮若市保育士等就労支援給付金就労証明書 (在勤用) (★所定の様式あり)
※同じ法人が運営する市内施設間での異動があった場合は、「宮若市保育士等就労支援給付金就労証明書 (在勤以外用) (★所定の様式あり)」の発行を異動前の勤務先に依頼してください。
- (3) 保育実習を受けた施設に依頼して準備する書類 (新人保育士応援給付金申請の場合)
私立保育所等保育実習実施証明書 (★所定の様式あり)

2. 宮若市役所から交付決定通知書を交付します。(市税等の滞納調査や警察への照会で交付決定まで2カ月程度を要します。)
3. 宮若市役所からの交付決定通知後、給付金をご請求ください。

提出書類

- ア 宮若市保育士等就労支援給付金交付請求書 (★所定の様式あり)
- イ 振込先通帳の写し (銀行名、支店名、口座番号、氏名が確認できるページ)

4. 請求書を受理してから、30日以内に給付金を交付します。

●宮若市内の認可保育施設

1. 認可保育所 (4施設) (カナ順)
 - ・ なないろ保育園 (宮若市本城445番地/電話0949-28-8002)
 - ・ なないろ保育園2 (宮若市本城441番地/電話0949-28-8011)
 - ・ 福丸保育園 (宮若市福丸504番地/電話0949-52-0169)
 - ・ 宮田保育園 (宮若市宮田124番地/電話0949-32-0210)
2. 幼保連携型認定こども園 (1施設)
 - ・ 宮若さくらこども園
(宮若市磯光1317番地136/電話0949-32-2888)
3. 特定地域型保育事業所 (1施設)
 - ・ ひよこ保育園 (宮若市本城1636番地/電話0949-28-8181)